

東京都告示第四百六十九号、昭和六十年東京都告示第五百四十六号、昭和六十一年東京都告示第千二百一十一号、平成四年東京都告示第五百五十六号、平成四年東京都告示第九百三十三号、平成七年東京都告示第九百五十九号、平成十一年東京都告示第百三十号、平成十二年東京都告示第千六十八号、平成十七年東京都告示第九百九十七号、平成十八年東京都告示第四百十三号、平成二十三年東京都告示第二百七十五号、平成二十五年東京都告示第千三百七十二号、平成二十八年東京都告示第千二百七十三号、令和三年東京都告示第三百一十一号及び令和七年東京都告示第二百五十七号のうち幸町六丁目、柏町五丁目、砂川町三丁目、砂川町四丁目、砂川町六丁目、砂川町七丁目及び砂川町八丁目各地内において事業地を変更する。

●東京都告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十二年建設省告示第千四百八十号武蔵野都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 施行者の名称 武蔵野市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画下水道事業武蔵野市公共下水道

- 三 事業施行期間 昭和三十二年十一月二十五日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十五年建設省告示第千三百三十三号三鷹都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 施行者の名称 三鷹市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画下水道事業三鷹市公共下水道
 - 三 事業施行期間 昭和三十五年一月十二日から令和十二年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和四十八年東京都告示第百二十三号青梅都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、

同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 施行者の名称 青梅市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 青梅都市計画下水道事業青梅市公共下水道
 - 三 事業施行期間 昭和四十八年二月一日から令和十二年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第二百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき昭和三十九年建設省告示第千二百二十八号府中市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年三月十八日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 施行者の名称 府中市
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 府中市計画下水道事業府中市公共下水道
 - 三 事業施行期間 昭和三十九年十月二十三日から令和十二年三月三十一日まで
 - 四 事業地 収用の部分
変更なし